

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
モーリタニア	無償資金協力に関する日本国政府とモーリタニア・イスラム共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、モーリタニアの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	156,563千円 -----	H14.1.31 ダカール (セネガル) (同日)	日本側 古屋昭彦在モーリタニア大使 モーリタニア側 モハメッド・アフデラルラヒビヤン・ウエルドゥ・モエン在セネガル モーリタニア大使	H14.6.26 264号
モーリタニア	キニア市飲料水供給施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とモーリタニア・イスラム共和国政府との間の交換公文	キニア市飲料水供給施設整備計画を実施するための詳細設計に必要な役務の供与	35,000千円 H15.1.30まで	H14.1.31 ダカール (セネガル) (同日)	日本側 古屋昭彦在モーリタニア大使 モーリタニア側 モハメッド・アフデラルラヒビヤン・ウエルドゥ・モエン在セネガル モーリタニア大使	H14.7.8 298号
モーリタニア	食糧増産援助に関する日本国政府とモーリタニア・イスラム共和国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	400,000千円 H15.3.14まで	H14.3.15 ダカール (セネガル) (同日)	日本側 古屋昭彦在モーリタニア大使 モーリタニア側 モハメッド・レミン・ウエルド・エガル モーリタニア臨時代理大使	H14.6.26 270号
モーリタニア	食糧援助に関する日本国政府とモーリタニア・イスラム共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	250,000千円 H15.3.14まで	H14.3.15 ダカール (セネガル) (同日)	日本側 古屋昭彦在モーリタニア大使 モーリタニア側 モハメッド・レミン・ウエルド・エガル モーリタニア臨時代理大使	H14.6.26 273号
モーリタニア	キニア市飲料水供給施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とモーリタニア・イスラム共和国政府との間の交換公文	キニア市飲料水供給施設整備計画を実施するために必要な 1. 揚水・送水ポンプ場及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の施設の維持・管理指導に必要な役務の供与	1,253,000千円 (H14年度 300,000千円) H15.3.31まで (H15年度 953,000千円) H16.3.31まで	H14.5.15 ダカール (セネガル) (同日)	日本側 古屋昭彦在モーリタニア大使 モーリタニア側 モハメッド・アフデラルラヒビヤン・ウエルドゥ・モエン在セネガル モーリタニア大使	H15.6.12 184号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

モーリタニアとの無償資金協力取極一覧

モーリタニアとの無償資金協力取極一覧

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 (注2)	署名日 (加註日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
モーリタニア	無償資金協力に関する日本国政府とモーリタニア・イスラム共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、モーリタニアの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	184,402千円 -----	H14. 8.22 ダカール (セネガル) ル)で (同日)	日本側 古屋昭彦在モーリタニア大使 モーリタニア側 モハメド・ウル・モハマド・ヤフヤ在セネガル モーリタニア大使	H16. 8.18 480号
モーリタニア	無償資金協力に関する日本国政府とモーリタニア・イスラム共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、モーリタニアの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	105,833千円 -----	H15. 2.10 ダカール (セネガル) ル)で (同日)	日本側 中島明在モーリタニア大使 モーリタニア側 モハメド・ウル・モハマド・ヤフヤ在セネガル モーリタニア大使	H16. 8.18 482号
モーリタニア	食糧援助に関する日本国政府とモーリタニア・イスラム共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	300,000千円 H16. 3.31まで	H15. 5. 2 ダカール (セネガル) ル)で (同日)	日本側 中島明在モーリタニア大使 モーリタニア側 モハメド・ウル・モハマド・ヤフヤ在セネガル モーリタニア大使	H16. 6.11 255号
モーリタニア	無償資金協力に関する日本国政府とモーリタニア・イスラム共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、モーリタニアの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	92,477千円 -----	H15. 5. 2 ダカール (セネガル) ル)で (同日)	日本側 中島明在モーリタニア大使 モーリタニア側 モハメド・ウル・モハマド・ヤフヤ在セネガル モーリタニア大使	H16. 6.11 256号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。